

海の中道海浜公園における公募設置等計画の変更の認定について（公示）

都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の6第1項の規定に基づき、次のとおり、法第5条の5第1項の規定に基づく認定を受けた公募設置等計画の変更の認定をしたので、法第5条の6第3項の規定に基づき公示します。

令和4年2月25日

公園管理者

国土交通省 九州地方整備局長

- | | |
|---------------|---|
| 1 認定計画提出者 | 海の中道パーク・ツーリズム共同事業体
（三菱地所株式会社（代表法人）
積水ハウス株式会社（構成法人）
一般財団法人公園財団（構成法人）
株式会社インザパーク福岡（構成法人）） |
| 2 変更認定日 | 令和4年2月25日 |
| 3 認定の有効期間 | 令和23年7月26日まで |
| 4 公募対象公園施設の場所 | 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25
海の中道海浜公園 B地区内
（施設の範囲は別添図面のとおり） |

